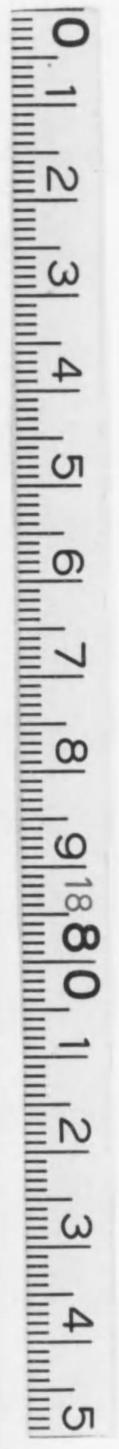


R  
.2  
26

R016. 2-Ma26ㄅ  
1200500765572

橋本市立図書館要覧  
昭和四年



始



前橋市立圖書館要覽

(昭和四年)

R  
016.2  
MA26



一、沿革略  
二、建築及設備  
三、藏書及目錄  
四、閱覽成績  
五、施設  
六、經費  
七、職員  
◎館則及閱覽規程

前橋市立圖書館要覽  
目次

發行所寄贈本



## 前橋市立圖書館要覽

## 一、沿革略

本館は大正天皇御即位禮を奉祝し、御聖徳を永遠に記念せむが爲め大正四年二月十七日の市會に於ける満場一致の決議を以て新設せられたるものにして同年八月二十五日起工翌五年三月八日竣工全月二十五日落成式を擧げ四月一日を以て開館せり。建築費金五千七百八十円設備費壹千貳拾五円雜費金百貳拾四円計金六千五百貳拾九円を要せり、而して内金千九百円ハ市有志金參百円ハ帝國在郷軍人會前橋支會の寄附に依れり。

大正四年十二月二十三日樋口千代松館長に任せらる。

大正七年八月書庫建築の工を起し翌八年一月竣工す、建築費金五千貳拾五円内金四千五百円ハ本市出身の實業家有松尙龍氏金五百円舊前橋藩主松平伯爵家の寄附に依る。書庫の落成と共に婦人閱覽室其他の模様替を行へり。

大正八年一月館報第一號を發行し爾后毎月一回定期に刊行して新着圖書の案内、良書の紹介、讀書趣味の普及向上に認めつゝあり。

大正九年一月公立圖書館令に準して館則を改正し司書書記等の職員を置く。

大正十年十一月二十三日館長樋口千代松依願退任。

大正十年十二月十四日深堀越夫館長に任せられたりしが在職僅かに一年にして大正十一年十一月二十一日死去。

大正十一年十二月六日櫻井菊次郎館長に任せらる。

大正十二年六月館則及圖書閱覽規程を改正し新たに圖書帶出規程を定めて圖書の館外貸出を開始し以て閱覽者の便を圖り且つ兒童閱覽室に於ける管理方法を改む。

大正十三年五月十二日館長櫻井菊次郎公立圖書館長に任せらる。

大正十五年四月一日日本縣知事はじめ市内關係者を招待して開館十週年記念式を擧げ館報記念號を發行す。

大正十五年十月群馬縣人著述書目を編纂刊行す。

昭和二年一月十八日上野教育會よりの委託圖書二千八百六十四部五千六百七十八冊の委託契約を解除し全部同會より無償譲受をなす。

昭和二年三月和漢圖書分類網目を改訂し四月より新分類表により整理す。

昭和二年九月十六日館長櫻井菊次郎依願本職を免せられ、九月三十日中島盛一館長に任せらる。

昭和三年三月十日特別の 思召を以て東山御文庫取調掛編纂にかゝる宸翰集壹部下賜せらる。

昭和三年八月二十五日、今上陛下御即位禮記念事業として閱覽室増築の工を起し十一月十三日竣工す、建築費金參千參百六十円。新たに増築の閱覽室は之を新聞雜誌閱覽室及兒童室に充つると共に一般閱覽室及婦人室其他の模様替をなせり。

昭和四年三月一日閱覽者用書名カード目錄を調製し之を備付く。

昭和四年七月十日、司書佐藤錠太郎公立圖書館司書に任せらる。

## 二、建築及設備

本館は市の略中央なる曲輪町甲百七番地(市役所の東隣)に位置し本館新館附屬家及書庫より成る。

本館は木造洋風二階建にして階下六十八坪階上六十四坪五合合計百參十二坪五合附屬家平家建十四坪、これに昭和三年十一月御大典記念事業として増築せる洋風木造平屋建二十八坪(新館)一棟及附屬舎三坪五合を加へて總坪百七十八坪あり。各室の坪數左の如し。



橋青年實業俱樂部より故法學士長谷川東氏の藏書六百二十九部一千六十五冊を購入して寄附せらるゝ等ありて漸次其の數を増加し昭和三年度末に於ては壹万五千貳百六十部參万四千六百〇一冊を數ふるに至り開館當時の十一倍に達し市民百人に對し四十冊七分、一戸當り二冊一分の藏書を見るに至れり。其の増加狀況次の如し。

時	藏書冊數	增加數
開館當時	三五五二	
大正五年度末	四五四九	一〇〇三
大正十年度末	二〇三九五	一五八四六
大正十五年度末	三一一九四	一〇七九九
昭和二年度末	三二九五三	一七五九
昭和三年度末	三四六〇一	一六四八

(二) 圖書目録

本館には次の圖書目録を備付く。

(甲) 和漢書目録

1、分類目録

圖書ノ種類ヲ以テ索ムルノ用ニ供スル爲メ圖書ヲ類ニ從ツテ分チ同一類中ノ書名ヲ五十音順ニ排列シタルモノ

2、書名目録

圖書ノ書名ニヨリ索ムルノ用ニ供スル爲メ圖書名ヲ五十音順ニ排列セルモノ

3、著者名目録

著者名ニヨリテ圖書ヲ索ムルノ用ニ供スル爲メ圖書ヲ各著者名ノ下ニ編入シ其著者名ヲ五十音順ニヨリテ排列シタルモノ

4、件項目録

圖書ヲ件名(或事項)ニヨリ索ムルノ用ニ供スル爲メ圖書ヲ狹義ナル件項名ノ下ニ編入シ其ノ件名ヲ五十音順ニ排列セルモノ (未完成)

以上目録の編纂及排列に用ふる字音假名遣は寫音的假名遣とす

(乙) 洋書目録

洋書は藏書數極めて少數なるを以て現在には分類目録一種とし排列の順序はア

ルハベツト順に依る

#### 四、閱覽成績

本館藏書の閱覽は出納式を本則とすれども一般辭書及現行法令等の類は各閱覽室の一部に於て書架を開放して自由に使用せしめ、新着の圖書は約二ヶ月間出納口の側に設けたる書架上に排列して折衷式を取りて閱覽者の便を圖り又雜誌、新聞、少年圖書は全部開架式によりて自由閱讀に供しつゝあり。

##### 一、閱覽人員

大正五年度中に於ける閱覽者總數は三万二千五百六十六人にして一日平均百四十六人の數字を表はせり、其後逐年其の數を増加しつゝあるは明らかなる事實なるも其間統計上の基礎を變更したるを以て統計上に表はれたる數字を以て直ちに其の狀況消長を知ること困難なり故にこゝには統計上の統整以後のものを掲ぐ即左の如し。

年次	男	女	計	一日平均
大正十三年度	四七九六二	一四八〇八	六二七七〇	二一七、九四

大正十四年度	五二二一五	一五九三二	六八一四六	二二三、三八
大正十五年度	七〇六四四	一九七六二	九〇四〇六	三一五、〇〇
昭和二年度	八九六八一	二八〇〇一	一一七六八二	四〇七、二〇
昭和三年度	一〇六八一九	二六八三七	一三三六五一	四七〇、六〇

##### 二、閱覽圖書

左に掲ぐる閱覽圖書冊數は所定の閱覽票に記載し出納手の手に依りて閱覽者に渡されたる圖書の冊數を示めせるものなり、従てこの數字中には閱覽室に公開せる圖書及新聞雜誌併ひに兒童讀物の利用量は計入せざるなり、之等に對しては正確なる統計の基礎を求むること能はざるに依る、若し公開書架に備へたる圖書其他の利用量を加ふれば其の總量は著しく増加すべきものとす。

年次	閱覽總冊數	一日平均冊數
大正十三年度	四四二七八	一五三、七四

大正十四年度	五二一八四	一七八、七一
大正十五年度	六八一七七	二三七、五五
昭和二年度	九八三四二	三四〇、二八
昭和三年度	九九〇三四	三四八、七一

### 五、施設

本館は通俗圖書の蒐集を主とし参考圖書の蒐集を副とし、而して現時施設せるもの左の如し。

- 一、館内に於ては普通、特別、婦人、兒童、新聞雜誌の五閱覽室を通して百六十四の座席を設け晝夜開館す、又會議室を設け學術上、修養上、教化上の研究講談又は展覽會場に充つ。
- 二、來館の便少き者の爲めに館外貸出法を定め極めて簡易の手續を以て無料貸出を行ふ。
- 三、讀書趣味の普及向上を助成せんか爲め大正八年一月より毎月館報を發行し一般

に對し新着書の案内良圖書の紹介讀書法の指導宣傳等に勉め又町村圖書館の依頼に應じ備付圖書の選擇購入等の斡旋をなしつつあり。

- 四、以上の外時々圖書及圖書館を中心とせる講演會、讀書會、研究會、展覽會、兒童の爲めに御伽會等を開催し圖書及圖書館に親ましむるの機運を促しつつあり
- 五、縣の中央圖書館として縣下圖書館の經營に關し助力を與へ或は圖書館思想普及の爲め出張講談をなし或は宣傳用のポスター等を配布して日本圖書館協會、群馬縣圖書館協會、及各地方圖書館と共に本縣圖書館事業の進歩發達に力を致さんことを期せり。

### 六、經費

本館設立當初の經常費豫算は金二千四十円にして内圖書費僅かに金五百六十円に過ぎざりしか館務の發展に伴ひ逐年増加し今や一万円を超ゆるに至れり、今年次に經常費豫算を掲ぐれば次の如し

年次	經常費豫算總額	内圖書費
大正五年度	二〇四〇	五六二

全	六年度	二二一〇	五七五
全	七年度	三二七〇	一一〇〇
全	八年度	四一八四	一一〇〇
全	九年度	六五三六	一六五〇
全	十年度	八二一一	二二〇〇
全	十一年度	八三三二	二二〇〇
全	十二年度	八五四八	二二〇〇
全	十三年度	八七〇六	二三五〇
全	十四年度	九〇〇三	二五五〇
全	十五年度	九三一二	二七〇〇
昭和	二十一年度	九六五五	二八五〇

全	三年度	九六四〇	三五八〇
全	四年度	一〇一四三	三五八〇

七、職員

一、創立以來の職員（雇員ヲ除ク）

職名	館長		司書		書記
	就任年月日	轉退年月日	就任年月日	轉退年月日	
樋口千代松	大正四年十二月廿三日	大正十四年十一月二十四日退年	大正四年九月三十日	大正十四年三月三十一日退年	大正四年一月二十三日
深堀 赳夫	大正十一年十二月十一日死亡	昭和十二年二月九日退年	大正十一年八月三十一日退年	大正十一年三月三十一日退年	大正十一年一月二十三日
櫻井菊次郎	昭和十二年二月九日退年	昭和十二年六月九日退年	大正十一年八月三十一日退年	大正十一年三月三十一日退年	大正十一年一月二十三日
山田 豊藏	昭和十二年六月九日退年	昭和十二年六月九日退年	大正十一年八月三十一日退年	大正十一年三月三十一日退年	大正十一年一月二十三日
森島順之助	昭和十二年六月九日退年	昭和十二年六月九日退年	大正十一年八月三十一日退年	大正十一年三月三十一日退年	大正十一年一月二十三日
筒井寅次郎	昭和十二年六月九日退年	昭和十二年六月九日退年	大正十一年八月三十一日退年	大正十一年三月三十一日退年	大正十一年一月二十三日

大正十二年	大正十三年	一年	竹花武人
四月一日	三月三十一日	一ヶ月	

二、現在職員 (昭和四年八月一日現在)

職名	就任年月日	勤務年數	氏名
館長	昭和二年九月三十日	一年十月	中島盛一
司書	大正十二年三月三十一日	六年四月	佐藤錠太郎
書記	大正十四年六月四日	四年二月	奥野三郎
	大正十五年五月三十一日	三年二月	長沼二三夫
	大正九年十一月十四日	八年九月	橋本満子
書記補	昭和三年十月三十一日	九ヶ月	矢野ツキ
	昭和二年一月二十四日	二年七月	木島敬子
	昭和四年四月三十日	三ヶ月	岸和田政雄

雇	就任年月日	勤務年數	氏名
	昭和四年三月三十一日	四ヶ月	星野安衛
	昭和四年五月三十一日	二ヶ月	川端清美

◎館則及閱覽規程

前橋市立圖書館館則

第一章 總則

- 第一條 本館ハ内外古今ノ圖書ヲ蒐集保存シ公衆ノ閱覽ニ供スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本館ノ圖書閱覽時間ハ左ノ如シ但シ時宜ニヨリ伸縮スルコトアルヘシ  
 四月一日ヨリ九月三十日マテ 午前八時ヨリ午後九時ニ至ル  
 十月一ヨリ三月三十一日マテ 午前九時ヨリ午後九時ニ至ル  
 兒童ノ閱覽時間ハ別ニ之ヲ定ム
- 第三條 本館ノ休館日左ノ如シ但シ臨時休館スルトキハ其ノ都度之ヲ揭示ス  
 毎週月曜日

祝日及大祭日

曝書期 九月若クハ十月ノ内約十日間

年未年始 十二月二十八日ヨリ一月五日マテ

第四條 閱覽料ハ之ヲ徴收セス

第五條 圖書ヲ紛失汚損又ハ毀棄シタル者ニハ本館指定ノ現品若クハ相當代價ヲ辨償セシム

第二章 評議員

第六條 本館經營ニ關シ諮問スル爲メ評議員若干名ヲ置ク

第七條 評議員ハ市長之ヲ囑託シ其ノ任期ヲ四ケ年トス

第八條 評議員會ハ必要ニ應シ市長之ヲ召集ス

第三章 圖書寄贈

第九條 圖書ヲ寄贈セントスル者ハ書名員數價格及住所氏名ヲ詳記シタル寄贈申込書ヲ本館ニ差出シ許諾ヲ得タル後現品ヲ送致スヘシ

第十條 寄贈圖書ニハ寄贈者ノ氏名及年月日ヲ標記シ其ノ厚意ヲ永遠ニ傳フ但シ匿名者又ハ第九條ニ依リ許諾ヲ得サル者ノ寄贈ニ係ル圖書ハ適宜ノ處置ヲナスヘシ  
第十一條 圖書ノ寄贈ニ要スル費用ハ寄贈者ノ負擔タルヘシ但シ時宜ニヨリ館費ヲ

以テ支辨スルコトアルヘシ

第四章 圖書委託

第十二條 公衆ノ閱覽ニ供スル目的ヲ以テ圖書ノ保管ヲ委託セントスル者ハ書名員數價格委託期間及住所氏名ヲ詳記シタル委託申込書ヲ本館ニ差出シ承諾ヲ得タル後現品ヲ送致スヘシ但シ委託條件ヲ指定セントスルトキハ特ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第十三條 圖書ノ委託ヲ受ケタルトキハ本館ヨリ受託證ヲ交付ス

第十四條 委託圖書ハ保管中本館所藏ノ圖書ト同一ノ取扱ヲナス

第十五條 委託圖書毀損又ハ亡失シタルトキト雖モ本館ノ重大ナル過失ニヨルニアラサレハ其ノ責ニ任セス

第十六條 委託圖書ノ返付ヲ求ムルトキハ七日前ニ申出ツヘシ

第十七條 圖書ノ委託及返付ニ要スル費用ハ委託者ノ負擔タルヘシ但シ時宜ニヨリ館費ヲ以テ支辨スルコトアルヘシ

第五章 圖書帶出

第十八條 前橋市内ニ居住スル者ニハ本館ノ圖書ヲ帶出閱覽セシムルコトヲ得但シ

特別ノ事情アルトキハ前橋市外居住者ト雖モ特ニ帶出閱覽セシムルコトヲ得

一八

附 則

第十九條 本則施行ニ關スル細則ハ館長之ヲ定ム

### 前橋市立圖書館圖書閱覽規程

- 第一條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ圖書閱覽票ノ交付ヲ受ケ目錄ニヨリテ所要ノ圖書ヲ檢索シ所定ノ事項ヲ記入シテ係員ニ差出シ圖書ヲ借受ケ退館ノ際返納スヘシ
- 第二條 閱覽室備付ノ圖書ヲ閱覽スル者ハ圖書閱覽票ニ閱覽シタル圖書名其ノ他所定ノ事項ヲ記入シ退館ノ際係員ニ差出スヘシ
- 第三條 同時ニ閱覽シ得ヘキ圖書冊數ハ新着書ハ一冊其ノ他ハ二冊以內トス但シ特別ノ事情アリト認ムルトキハ特ニ二冊以上ヲ同時ニ閱覽セシムルコトアルヘシ
- 第四條 閱覽者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
  - 一、閱覽室ニ於テハ靜肅ヲ旨トシ喫煙飲食談話音讀其ノ他閱覽者ノ妨害トナルヘキ行爲ヲナサ、ルコト

- 二、猥リニ机椅子其ノ他ノ物品ヲ移動シ又ハ汚損セサルコト
  - 三、閱覽室備付ノ圖書及新聞雜誌ノ位置ヲ亂サ、ルコト
  - 四、圖書閱覽ハ必ス指定ノ閱覽室内ニ於テスルコト
  - 五、圖書ハ丁寧ニ取扱ヒ汚損セサル様注意スルコト
  - 六、圖書ノ轉貸ヲナサ、ルコト
  - 七、讀了セル圖書ハ速ニ返納スルコト
  - 八、館内揭示事項及館員ノ指示ヲ守ルヘキコト
- 第五條 閱覽者ニ於テ特ニ必要アル場合ハ館長ノ許可ヲ受ケ特別閱覽室ヲ使用スルコトヲ得
- 第六條 左記ノ者ハ登館ヲ謝絶ス
- 一、亂醉者又異様ノ風態ヲナシタル者
  - 二、其ノ他登館セシムヘカラスト認メタル者
- 第七條 圖書ヲ粉失汚損シ又ハ毀棄シタル者ニハ本館指定ノ現品若クハ相當代價ヲ辨償セシム
- 第八條 閱覽ニ關スル規程揭示事項又ハ館員ノ指示ニ從ハス其ノ他不都合ノ行爲アリト認ムル者ハ退館セシメ情狀ニヨリテハ一定ノ期間登館ヲ謝絶スルコトアルヘ

一九

## 前橋市立圖書館圖書帶出規程

- 第一條 圖書ノ帶出閱覽ヲ許スヘキ者ハ前橋市内ニ居住シ左ノ資格ヲ有スルモノトス但シ前橋市外居住者ト雖モ特別ノ事情アリト認ムルトキハ特ニ帶出閱覽ヲ許スコトアルヘシ
- 一、年齢滿十二年以上ニシテ身元確實ト認ムル者ノ保證セル者
- 二、館長ニ於テ身元確實ト認ムル者
- 第二條 圖書帶出ノ許可ヲ得ントスル者ハ圖書帶出票請求書ヲ差出シ其ノ交付ヲ受クヘシ
- 第三條 圖書ヲ帶出閱覽セントスルトキハ圖書帶出閱覽票ニ所定ノ事項ヲ記入シテ係員ニ差出スヘシ
- 第四條 同時ニ帶出シ得ヘキ圖書冊數ハ二冊以内トス但シ特別ノ事情アリト認ムルトキハ特ニ二冊以上ノ帶出ヲ許スコトアルヘシ
- 第五條 左記ノ圖書ハ帶出ヲ許サス
- 一、貴重圖書

二、辭書類及各科ニ渉ル參考書類

三、閱覽人ノ請求多キ圖書

四、閱覽室備付圖書

五、購入ノ月ヨリ一ヶ月ヲ經サル新着書及裝幀セサル定時刊行圖書

前項以外ノ圖書ト雖モ本館ノ都合ニ依リ謝絶スルコトアルヘシ

第六條 圖書帶出期限ハ七日以内トス但シ期間内ト雖モ本館ニ於テ必要アルトキハ隨時返納セシムルコトアルヘシ

第七條 帶出圖書ヲ亡失汚損シ又ハ毀棄シタル者ニハ本館指定ノ現品若クハ相當代價ヲ辨償セシム

第八條 圖書返納ノ通知ヲ受クルモ相當ノ手續ヲナサ、ル者ニハ圖書ヲ亡失シタルモノト見做シ第七條ニ準シテ辨償セシムルコトアルヘシ

第九條 圖書帶出票又ハ帶出圖書ハ他人ニ貸與スルコトヲ得ス

第十條 圖書帶出票ヲ紛失シタルトキ又ハ職業住所等ヲ變更シタルトキ若クハ保證人ノ身分住所其ノ他ニ關シ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度直ニ本館ニ届出ツヘシ

第十一條 第九條ニ違背シ又ハ第十條ノ届出ヲ怠リタル爲メ本館ニ損害ヲ與ヘタル場合ハ該圖書帶出票署名者ヲシテ賠償ノ責ニ任セシム

278  
93

終

